

意見第2号

道路整備事業に係る国の財政上の特例措置に関する法律に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続等を求める意見書

上記事件について別紙のとおり発案する。

平成29年10月2日提出

提出者 飛騨市議会 産業常任委員会
委員長 前川 文博

道路整備事業に係る国の財政上の特例措置に関する法律に基づく補助率等の嵩上げ措置の継続等を求める意見書

道路は、市民生活や経済・社会活動を支える最も重要な社会基盤であるとともに、災害時に有効に機能するネットワークの構築により住民の安全・安心を確保することからも、その整備が求められている。

本市においては、国、県及び市道の整備はまだまだ立ち遅れている状況にあり、安全で円滑に通行できる地域間幹線道路や生活道路の整備が急務となっていることに加え、自然災害に対する事前防災・減災対策、通学路の安全対策や既存道路インフラの老朽化対策など、新たな課題にも直面している。

このような状況において、安定的・持続的な道路整備を進めるためには、必要な道路関係予算を確保するとともに、平成29年度までとされている「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「道路財特法」という）の規定による補助率等の嵩上げを平成30年度以降も継続するとともに、地方創生に資する道路整備については、特別措置を拡充する必要がある。

よって、国におかれては、迅速かつ着実な道路整備を推進するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 道路関係予算の総額を安定的・持続的に確保するとともに、平成29年度補正予算及び、平成30年度当初予算において十分な道路予算を確保すること。
2. 道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も継続すること。
3. 地方創生推進のために真に必要な道路整備については、補助率等を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月 2日

岐阜県飛騨市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、地方創生担当大臣